

問五 中学生のAさん、Bさん、Cさん、Dさんの四人のグループは、「総合的な学習の時間」に外来種の問題について調べ、話し合いをしている。次の資料1、資料2と文章は、そのときのものである。これらについてあとの問いに答えなさい。

資料1

外来種の問題点

- ①生態系への影響
 - ・在来種を食べる
 - ・在来種の生息環境・生育環境を奪う
 - ・近縁の在来種と交雑して雑種をつくる
- ②人の生命・身体への影響
 - ・人をかんだり刺したりする
 - ・毒をもっている種がある
- ③農林水産業への影響
 - ・農林水産物を食べる
 - ・畑を踏み荒らす

環境省ウェブサイト「日本の外来種対策」より作成。

日本にきた外来種が何らかの理由で自然界に逃げ出しても、多くは子孫を残せず定着できないと考えられています。中には子孫を残し定着することができる生物もあります。外来種の中で、地域の自然環境に大きな影響を与え、生物多様性を脅かすおそれのあるものを、特に侵略的外来種といいます。

「外来生物法」では、海外起源の外来種のうち問題を引き起こす生物を「特定外来生物」と指定して、以下の項目について規制しています。

- ・飼養等（飼育・栽培・保管及び運搬すること）が原則禁止されます。
- ・輸入することが原則禁止されます。

- ・野外へ放つ、植える及びまくことが原則禁止されます。
- ・許可を受けて飼養等する者が、許可を持っていない者に対して譲渡・引き渡し、あるいは販売することが禁止されます。

外来種被害の予防のためのスローガンとして、①悪影響を及ぼすおそれのある外来種を、自然分布域から非分布域へ「入れない」、②飼養栽培している外来種を適切に管理し、「捨てない（逃がさない・放さない）」、③すでに野外にいる外来種を他地域に「拡げない」、という「外来種被害予防三原則」が掲げられています。

資料2

（環境省ウェブサイト「日本の外来種対策」より作成。）

Aさん 私たちは、外来種について発表することになっています。外来種は、外来生物とも呼ばれますが、もともとその地域にいなかったのに、人為的な要因で他の地域から入ってきた生物のことです。環境省によると、国外だけでなく国内の他の地域から持ち込まれた生物も、外来種に含まれるそうです。人為的な要因としては、ペットとして持ち込まれたものが野生化した、船舶に付着して運ばれてきたものが定着したなど、さまざまなパターンがあるようです。

Bさん 渡り鳥や海流にのってやって来る魚などは、人為的な要因によって移動するわけではないので、外来種ではありませんね。

Cさん 外来種の中で、セアカゴケグモやヒアリのように、毒をもち人間の健康に影響を与える生物が問題視されるのは理解できるのですが、人間に害を及ぼさない外来種も規制対象にする必要があるのでしょうか。

Dさん 資料1を見てください。外来種の問題点が大きく三つ挙げられています。人間に直接害を及ぼすだけでなく、生態系や農林水産業にも影響を与えているのです。

Bさん では、外来種の被害を防止する方法を見ていきましょう。資料2を見てください。外来種の被害を防止するための法律である「外来生物法」と、私たちにできることを記した「外来種被害予防三原則」についてまとめられています。

Cさん 外来生物法の規制内容を見ると、例えば、 というような行為は禁止されてはいないのですね。ただ、特定外来生物と知らずに違反行為をしてしまうこともありそうです。

Dさん そうですね。外来種の被害を予防するためには、まずどんな生物が外来種なのかを知ることから始める必要があります。

Aさん それがわかれば、家の庭や通学路など身近な場所で外来種を見つけたときに適切な対応ができるようになりますね。

Bさん 特定外来生物を見つけたら知らせるように情報提供を呼びかけている自治体もあるので、そこに連絡する形で協力することもできます。私たち一人一人が、「外来種被害予防三原則」を守るために、外来種に対する監視を怠らないようにすることが大切ではないでしょうか。

Aさん そうですね。では、今の話をまとめていきましょう。外来種の被害の予防という視点で考えると、私たちに必要なのは、 ことだと言えます。

Dさん 在来種が外来種に駆逐されて生物の多様性が失われると、私たち人間が住む環境にも悪影響があることを忘れてはなりません。

Aさん 次回は、ミドリガメの呼び名で知られるアカミガメやアメリカザリガニなど、飼育している人が多そうな人気の外来種について調べてみましょう。

(ア) 本文中の に入れるものとして最も適するものを次の中から一つ選び、その番号を答えなさい。

- 1 他県の湖でブラックバスと呼ばれる特定外来生物のオオクチバスを釣り上げたので、みんなに自慢するため生きたまま持ち帰った
- 2 自宅の庭にいた特定外来生物のアカボシゴマダラの幼虫を捕まえ、蝶になるまで観察日記をつけたあと、近所の空き地に放した
- 3 他県のキャンプ場で偶然釣り上げた特定外来生物のブルーギルを、その場で調理して食べた
- 4 他県にハイキングに行ったときに見つけた特定外来生物のオオキンケイギクがきれいだったので、自宅に持ち帰って庭に植えた

(イ) 本文中の に適する「Aさん」のことを、次の①～④の条件を満たして書きなさい。

- ① 書き出しの 私たちに必要なのは、 という語句に続けて書き、文末の ことだと言えます。 という語句につながる一文となるように書くこと。
- ② 書き出しと文末の語句の間の文字数が二十字以上三十字以内となるように書くこと。
- ③ 資料1・2からそれぞれ読み取った内容に触れていること。
- ④ 「外来種」という語句をそのまま用いること。

問五	
(イ)	
ことだと言えます。	私たちに必要なのは、